

## 「第13回旧RD最終処分場問題連絡協議会」の概要

日 時：平成27年9月1日(火曜日) 19:00～21:10

場 所：栗東市コミュニティセンター治田東大会議室

出席者：(滋 賀 県) 拾井琵琶湖環境部長、中村審議員、北村最終処分場特別  
対策室長、北川室長補佐、松村主幹、長坂副主幹、林野  
副主幹、岡本主任主事、脇阪技師、井上技師

※コンサル4名

※二次対策工事業者2名

(栗 東 市) 山口環境経済部長、加藤環境政策課長、駒井係長、川端  
主査

(自 治 会) 赤坂、小野、上向、北尾団地、日吉が丘、栗東ニューハ  
イツの各自治会から計20名(北尾団地：欠席)

(県議会議員) なし

(市議会議員) なし

(傍 聴) 2人

(報道機関) なし

(出席者数 42名)

司会：みなさんこんばんは。定刻となりましたので、ただいまから第13回旧RD  
最終処分場問題連絡協議会を始めさせていただきますと思います。まず、  
開催にあたりまして、琵琶湖環境部長の拾井からご挨拶を申し上げます。

部長：みなさん、こんばんは。ご多用の中、また夜分お疲れのところお集まり  
いただきまして、誠にありがとうございます。本年度2回目の連絡協議  
会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げさせていただきます。

皆様方のご理解を得て進めさせていただいております二次対策工事に  
ついてでございますけれども、昨年度末から仮置土の選別を進めてまい  
りましたけれども、この7月からはA工区の掘削と選別にも取りかかせ  
ていただいているところでございます。去る7月3日には見学会を開催  
させていただきましたところ、多くの方にご参加をいただきました。あ  
りがとうございました。

また、本年度の第1回のモニタリング結果でございますけれども、今  
回の観測値、大きな変動は見られませんでした。ただ、今後につきまし  
ては掘削工事を進めることによりまして、内部を攪乱していくことにも  
なりますので、変動を生じてくるのではないかと考えられますので、注意  
深く見させていただきたいと考えております。

毎度、申し上げているように恐縮でございますけれども、工事は平成  
32年度まででございます。規模も大変大きゅうございますし、長期間にわ

たるものでありますことから、臭気あるいは騒音等の周辺の環境対策につきましても、これからもしっかりと対応させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

何分大型の重機あるいは運搬車両を多数使用する大がかりな工事でございますので、ある程度の騒音についてはご容赦賜りますよう、併せてよろしく願い申し上げます。今後とも皆様方とは情報を共有させていただきまして、しっかりと協議を行ってまいりたいと考えております。本日もどうぞよろしく願いをいたします。

司会：ありがとうございました。初めにお断りさせていただきますが、本日この会場の使用時間の関係がございまして、最長でも21時30分までとさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

次に本日、お配りしております資料の確認をさせていただきます。本日お配りしております資料ですが、次第がございまして、あと資料1から資料3-2までの5種類の資料をお配りしております。

まず、資料1につきましては、第12回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果というA4縦で両面印刷の一枚ものです。次に資料2-1として、「平成27年度第1回モニタリング調査結果について」という、A4の横で1ページから25ページまでページが振ってあるものです。続きまして、資料2-2でございすけれども、「鉛直遮水壁周辺のモニタリング井戸の状況について」というタイトルのA4縦で、1ページから3ページまで2枚ものとなっております。続きまして資料3-1ですけれども、「二次対策工事の進捗（H27.7末現在）」という横長の資料で、ページ番号が15ページまで振ってあるものです。最後に、資料3-2ということで、「選別土適合確認分析の結果について」というA4縦両面印刷で1枚のものです。

以上、資料がない、あるいは落丁等あるという方がいらっしゃいましたら、おっしゃっていただきたいと思います。大丈夫でしょうか。それでは、次第に従いまして協議会を進めさせていただきたいと思います。まず初めに、議題の1つ目、前回の開催結果についてということで、ご説明をさせていただきます。

室長補佐：資料1をご覧ください。「第12回旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果」でございます。日時は平成27年5月14日木曜日、19時から20時45分まで。場所はここ栗東市コミュニティセンター治田東で実施させていただきました。質疑の主な概要について説明させていただきます。

1番目としまして、平成27年度のスケジュールについてですが、可燃物の比重はどのような方法で出したのかという質問に対しましては、可燃物は環境省の通知にある換算係数から算出した比重を用いましたと回答させていただきました。掘削能力、選別能力は幾らかということに対しましては、掘削能力は1日当たり200m<sup>3</sup>、選別能力はふけた状態で1日

当たり300m<sup>3</sup>ですと回答させていただきました。

次回の見学会の予定はどうかということに対しましては、A工区の掘削が進んだ時点で複数回実施する予定ですと回答させていただきました。これからまた後で説明させていただきますが、鉛含有土が掘削にかかるということが分かりましたので、7月3日見学会を開催させていただきました。17名の方にご参加いただきました。

2番目の平成26年度第4回モニタリング結果についてですが、H26-S2の井戸の洗浄は終わったのかということに対しまして、洗浄が終わったので次回から計測結果をお示ししますと回答しました。今回観測結果をお示しします。

3番目の選別施設の稼働状況についてですが、溶融炉建屋に保管されていたもので、この表に含まれていないものはあるかということですが、溶融炉建屋で保管していたものは選別を行わずに直接処分しており、表には計上していません。なお、計上したものもありますが、処分方法が決まっていない一部は現地で保管していますと回答させていただきました。

その他につきまして(1)として井戸の閉塞方法について、B-2-No.9(新)以外の井戸について問題はないのかということに対しまして、その他の地点においては、現時点では汚染の拡散はないと考えているが、将来的にはそのおそれもあるので、順次閉塞していきますと回答させていただきました。

溶融炉建屋には基礎杭が数多くあり、漏洩の問題がある場所があるので調査すべきではないかということに対しましては、当時の施工状況を確認した結果、問題はないと評価しています。なお、DE工区の掘削時に一部の杭が露出するので確認しますと回答させていただきました。

ケーシングの引き抜きのタイミングは充填剤が固まってからかということに対しましては、固まってからでは粘土層との間に隙間ができるおそれがあるので、密着を図るべく固まる前に引き抜きますと回答させていただきました。

2番目の底面遮水工における事前調査ボーリングの結果についてですが、市道側は隔離する必要がないのかということにつきまして、市道側は3～5mと浅いので、実際に掘削するときに確認する予定ですと回答させていただきました。

粘土層の厚さが50cmしかないところは遮水工の厚さを足すのかということにつきましては、確実に遮水ができるようにしっかり確認して対応しますと回答させていただきました。

3番目の鉛直遮水工の施工についてですが、TRDの強度に差が出るのはなぜかということに対しまして、場所によって土の組成が違うので差が出ています。最低のところでも規格値を確実に超える強度で出るように対応していますと回答しました。

これが主な質疑です。以上が前回の開催結果でございます。

司会：それでは、ただいまの前回の開催結果の説明について、ご質問等ありませんでしょうか。それでは、特にないようですので、続きまして議題の2つ目、平成27年度第1回のモニタリング調査結果について、ご説明をさせていただきます。

主幹：資料2-1「平成27年度第1回モニタリング調査結果について」というA4横長の冊子をご確認ください。座って説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、2ページ、3ページの見開きをご確認ください。2ページ目でございますが、前回と変更点が1つございます。TRD鉛直遮水壁の設置工事を平成26年11月から今年の1月にかけて行いましたので、閉鎖されておりましたH24-S2、H24-S2(2)の2井戸の代替井戸としまして、処分場の東側、地図でいきますと処分場の上側にあります団地との境界にH26-S2、これはKs2地下水帯水層の井戸です。H26-S2(2)、白丸のKs3地下水帯水層のこの2井戸につきまして新設し、今回から調査を再開させていただきました。

3ページをご覧ください。今回平成27年度1回目の調査でございますけれども、調査日は経堂池以外の地下水浸透水につきましては7月6日、経堂池のみ7月10日に調査を実施させていただきました。浸透水の移流拡散概念図はこれまでと変わっておりませんので、説明を省略させていただきます。

経年変化グラフについて、これから見ていただくわけなのですが、1つ目の◆を見ていただきたいと思いますが、Ks3地下水帯水層の採水地点のうち、処分場の東側、南東側でございますH24-8(2)なんですけれども、ここは露頭に近いため水量が極めて少なく、今回もpHおよびECのみの確認といたしました。それと、Ks2地下水帯水層のH26-S2につきまして、水量がちょっと少なく、パージ水を4倍量確保できない状況でございました。このため、0.75倍量のパージをした後に採水を行いました。

4ページ、5ページの電気伝導度をご確認ください。電気伝導度から調査結果について説明させていただきます。4ページ目は浸透水⇒三角の地点およびKs3地下水帯水層⇒白丸の地点についての結果でございます。全体的に見て、いつものとおりなのですが、ほぼ横ばいですが、経堂池の東側、地図でいきますと経堂池の上側にH24-2(2)という地点がございますが、ここでやや減少傾向が見られております。これにつきましては、後で述べます有害物質のところとも関連しておりますので、頭の片隅におとどめいただけますと幸いです。

5ページのほうは全部黒丸のKs2地下水帯水層です。全地点ほぼ横ばいのように見えますが、処分場の西側、地図でいきますと下側の周縁下流

の2井戸、番号でいいますと、No.3-1とH24-4でございますが、今回ややECが低下したように思われます。ただ、今回だけの結果ですので、経年的な傾向はこれからのモニタリングを続けて判断していきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして6ページ、7ページ。物質はひ素でございます。6ページ目をご覧ください。浸透水⇒三角、Ks3帯水層⇒白丸の地点につきましては、三角の浸透水のNo.1揚水井戸につきまして環境基準、維持管理基準の0.010mg/Lをわずかに上回りました。この地点のグラフが下のほうの真ん中にございますが、ちょっと小さくて申しわけないのですが、囲みの記事にございますとおり、ここはかなり濃度変動が激しいです。これにつきましては、降雨によって地下水位および浸透水位が変化することと、集水井戸という井戸の性質上、いろんな方向から浸透水を集水することで数字に変動があるように思われます。今回は前回の0.084mg/Lから大きく低下しているといった状況でございます。

これ以外の浸透水ks3地下水帯水層につきましては、ひ素は検出されておりません。H26-S2(2)という井戸がKs3帯水層で東側、団地側との境界にございますが、この井戸につきましてはこれまで環境基準の大体3倍から5倍程度検出されておりましたが、今回は不検出になりました。これにつきましても、もう一個の資料で考察をさせていただきたいと思っております。

7ページ目のKs2帯水層でございます。地図右上のH24-7、方角で言うと南東の方角ですね。および東側の周縁部の北尾団地との境界のH26-S2、西側周縁部、地図でいきますとやや下のほうにありますけれども、No.3-1の井戸、この3井戸について環境基準を少し超えております。グラフを見ていただきますと分かりますとおり、濃度につきましては従来と同程度でございます。ほぼ横ばいの濃度で推移しているというふうに考えております。

1つめくっていただきまして、ふっ素でございます。8ページ、9ページです。8ページ目でございますが、ふっ素につきましては、今回の調査結果も全地点で環境基準値を超過しておりません。浸透水の2地点、三角の2地点については環境基準以下で検出されておりますが、その濃度はほぼ横ばいで推移しております。9ページ目のKs2帯水層につきましても環境基準を超過した地点はございません。検出されている地点につきましても、ほぼ横ばいの状況で低い値で推移しているというところでございます。

1つめくっていただきまして10ページ、11ページのほう素でございます。10ページ目の浸透水の2地点、三角の2地点において環境基準値を若干超過しておりますけれども、グラフを見ていただきますと、グラフは下側の右側2つでございますけれども、経年的に見ましてこの2地点については減少傾向にあるというふうに考えております。Ks3帯水層の東側、

処分場の地図でいきますと上側にありますH26-S2(2)につきましては、今回環境基準以下になりました。これについても後ほど考察をさせていただきたいと思っております。

11ページのKs2帯水層でございます。環境基準を超過しておりますのは、処分場の主に西側から北側、方角でいきますと下から左側になりますが、No.3-1、H24-4、No.1の3井戸で環境基準値を若干超過しております。これらの井戸につきましては、これまでも同程度の濃度が出ておまして、ほぼ横ばいで推移しております。

12、13ページの鉛でございます。鉛につきましては、12ページの三角の浸透水井戸、No.1揚水井戸で若干検出された程度で、それ以外の地点では全て不検出、全地点環境基準以下でございました。

14、15ページの水銀をご確認ください。今回の調査におきましても、全地点で不検出でございました。

ちょっと端折りますが、16、17ページの1,2-ジクロロエチレンでございます。1,2-ジクロロエチレンも今回は全ての地点で不検出という結果になりました。

18ページ、19ページでございます。塩化ビニルモノマーでございます。浸透水Ks3帯水層のうち、H24-2(2)で若干検出されております。経堂池の東側、上側の地点でございます。K1につきましては19ページにも記載がございますので、こちらで説明させていただきますが、19ページのK1、一番左下、北西の地点でございますが、今回環境基準を1.2倍ほど超過しまして、0.0024mg/Lという結果でございました。この井戸につきましては、これまでも環境基準値前後で濃度が推移してきているという経過がございます。

それと、もうちょっと右上、方角でいうと南東側になりますが、経堂池の上側、東側でございますH24-2ですが、今回調査結果が0.0017mg/Lと環境基準を若干下回りました。この井戸につきましては、昨年度は4回の調査とも全て環境基準値を超えておったのですが、今回環境基準値以下になりました。先ほど電気伝導度のところで、この地点が低下傾向にあるというふうにお伝えしましたが、実は電気伝導度、塩化ビニルモノマーの他に1,2-ジクロロエチレン、1,4-ジオキサンも環境基準以下でありましたが、同じように濃度が低下しております。これはこの地点で上流から汚染した地下水の塊が、平成26年度に通過しつつあるというふうな状況にあるというふうに考えております。それ以外の井戸につきましては、No.1で若干検出された程度で、それ以外の地点は不検出でございました。H24-2、K1とも推移を確認してまいりたいと考えております。

20ページ、21ページの1,4-ジオキサンです。前回、平成26年度の4回目、27年2月の調査に引き続きまして、全ての地点におきまして環境基準値を下回りました。先ほど塩ビモノマーのところでお伝えしたとおり、20

ページの白丸のH24-2(2)でございますが、ここも濃度が他の物質と同じように順調に低下していているという状況でございます。Ks2帯水層が21ページに記載されておりますが、全ての地点で環境基準の半分以下という形になりました。顕著な低下傾向が見られます。特にKs2帯水層につきましては、全部で7地点におきまして過去最低の値という形になっております。

主な有害物質については以上でございます。22、23ページでこれまで述べたことと先ほど後で述べると言った点について、説明させていただきます。

22ページのH26-S2(2)でございます。ひ素のところの3番目のポツとほう素のところの3番目のポツなんですけれども、H26-S2(2)という井戸が処分場の東側、団地側にごさいました。これは掘り直した井戸なんですけれども、ここにつきましては、ひ素とほう素について、前回の調査結果を大きく下回り、いずれも環境基準以下になりました。今回、この井戸につきましては、TRD鉛直遮水壁工事後ほぼ同じ位置に新設したこと、および新設によって異なるミズミチの地下水等が混入している可能性が考えられることや、鉛直遮水壁が直近に設置されおり、鉛直遮水壁の遮水効果等も出ているのではないかなというふうには考えております。ただ、いろいろな可能性が考えられるのですけれども、今回の結果だけではちょっと判断しかねるので、この状況が一過性であるのか、今後も続くのかは見守っていきたいというふうには考えております。

22ページの左上にBODとCOD、この2項目につきましては、浸透水2地点のみ比較しておりますが、安定型処分場の維持管理基準値をいずれも下回っております。

最後に1つめくっていただきまして、24ページの経堂池の水質でございます。7月10日に調査を実施いたしました。備考欄に特記事項を書いておるのですけれども、ちょうど直前、6月末から7月の頭にかけて梅雨でかなり降雨がありましたので、経堂池の越流堰から越流しておりました。水位が高い状態にごさいました。それと、例年夏場の調査ではヒシがこの地点、池には繁茂しておったのですけれども、今年は余りヒシが見られませんでした。

調査結果でございますが、pHとCODが農業用水基準を超えておりますが、濃度的にはこれまでの結果と変化がなく、それ以外の今後につきましても大きな変動が見られず、横ばいの状況で推移しているという状況でごさいました。調査結果については以上でございます。

引き続き資料2-2をご確認ください。A4縦長の3枚ものの資料になります。1ページ目をご覧ください。図1に鉛直遮水壁周辺の井戸の水位変動を確認し、一応考察を加えてみました。同じページの図2に今回、この水位を観測した鉛直遮水壁周辺の井戸の位置図を示してございます。この図は処分場の主に北東側のほうをカットした図になってございます。

真ん中に太い実線が示されているかと思いますが、これが昨年11月から今年2月にかけて設置しました鉛直遮水壁の設置場所でございます。丸い井戸が場内の浸透水井戸と場外の浸透水井戸。場外の井戸につきましては、鉛直遮水壁施工前は×がしてあるH24-S2(2)であったのですけれども、施工後、H26-S2(2)というところに設置し直してございます。

もう1回、図1を見ていただきたいのですが、内側の井戸、浸透水井戸、A-3の井戸とH22-オ-1(2)の井戸の水位変動が、これ実線で描かれているかと思いますが、この2つの井戸につきましては平成25年2月、一次対策工事におきまして揚水井戸を処分場内2カ所に設置し、揚水した後、水位が特にA-3は大きく低下しております。H22-オ-1(2)も低下しました。

H22-オ-1(2)につきましては、25年5月頃、低下しきってこの井戸の中には土砂等もかなり流入しておりましたので、水が底をついてしまって観測不能な状況が続いておりましたが、平成27年7月に底部の土砂は取り除くことができましたので水位を再び観測したところ、以前低下したときと同じような水位で、低いままであるという状況を確認しております。

A-3の井戸につきましても、平成25年7月以降は大体この水位は標高に換算しておりますけれども、標高でいきますと125mぐらいから127mぐらいで降雨によって若干上下しておりますけれども、低い状態のまま推移しております。

それと一方、鉛直遮水壁の外側の位置にあたりますH24-S2(2)という井戸につきましては、連続測定ではなくて定期的に水位を観測しております、それが平成24年10月頃から平成26年の3月まで点々という丸い灰色の点があるかと思いますが、これがその水位のデータでございます。この井戸につきましても、平成25年2月の処分場内でのNo.1、No.2揚水井戸の揚水開始とともに、水位が内側の浸透水の井戸と同じように低下した状態で続いておりました。その後、26年6月から連続測定に転換し、鉛直遮水壁を設置している間は井戸がありませんでしたので観測できませんでしたが、今年の4月から測定を再開した結果、以前より水位が約1mほど上昇していることが確認されました。

平成27年7月の水位観測では、グラフからはちょっと分かりにくいのですけれども、この図1のグラフの一番右端になりますけれども、外側に位置しますH26-S2(2)というのがこの実線のグラフでございます。それと、内側の井戸H22-オ-1(2)の水位が丸いポツでございます。これが2つの井戸の水位を示しております。

1つ資料をめくっていただきまして、その概念図と考察を2ページ目に記載しております。今言いました2つの井戸ですが、外側の井戸がH26-S2(2)です。水位等につきましては標高で表しております。内側の井戸がH22-オ-1(2)です。地下水位はこの井戸の中で濃い灰色で示している部分が地下水の水位になります。ストレーナーの位置が網かけになっておりまして、外側の井戸につきましては現在、132.08mというところに水位が

来ております。その間に今回、鉛直遮水壁が施工されて、内側のH22-オ-1(2)につきましては、水位の標高が131.57mという形で低い状態が続いているということが分かります。

この考察でございますが、1つは50cmほど鉛直遮水壁を境にして水位に差がございます。これにつきましては、鉛直遮水壁をこの観測前に設置しておりますので、その鉛直遮水壁の効果により外側のKs3層の水が内側に入らなくなりまして、遮水効果が出てきたことによって外側の井戸と一緒にこれまで水位が下がっておったのが下がらなくなり、内側の井戸は揚水を続けておりますので、水位が低い状態のままになっており、50cmの水位差ができたというふうに考えております。ただ、遮水壁ができてからまだ半年の傾向で、観測回数もちょっと少ないですので、今後このような状態が継続するのかどうかということについては、水位を観測し把握していきたいというふうに考えております。

3 ページ目には参考としておりますが、鉛直遮水壁内外の水位ではなく、水質の観点から現在分かっているデータのみ取りまとめさせていただきました。上のグラフは外側の H26-S2(2)の水質のグラフになります。経年モニタリング調査はこの地点でしか行っておらないのですけれども、鉛直遮水壁設置後は、ひ素やほう素等の濃度が若干下がったように見えます。これについても鉛直遮水壁の効果かどうかというのは、ちょっとこれは水質のほうから言うと分かりかねるのですけれども、今後の水質がどのように変化していくかどうかというところで、データを集めて判断していきたいと考えております。

ほう素、ひ素、鉛については下がっておるのですが、1,4-ジオキサンの濃度については環境基準以下でございますが、余り変化がないといった状況です。それと同じページの下にヘキサダイアグラムを描いております。内側の井戸、H22-オ-1(2)がちょっと古いデータで、先ほどと向きが逆になって申し訳ないのですけれども、左側に描いております。鉛直遮水壁ができる前は、この内側の H22-オ-1(2)と外側の H24-S2(2)のヘキサダイアグラムはよく似たような形状をしております。その後、鉛直遮水壁ができた後、H26-S2(2) のヘキサダイアグラムを描いておりますが、形状に大きな変化は見られません。電気伝導率も大きな変動が見られません。ただ、個々のイオンの濃度を見ると若干下がったような感じではあります。

今の分かっているデータとしては、こういうデータが出ているということでございます。これにつきましても今後、経過を観測し、考察を水位のデータ等も含めましてまとめていきたいと考えております。以上でございます。

司会：ここで1点、お詫びなのですが、本日も前のスクリーンを使って資料のご説明をさせていただく予定でしたけれども、開始直前に機械に

トラブルが発生しまして、お手元のお配りしている資料に基づいてのご説明とさせていただきます。申し訳ございません。

それでは、ただいまの資料2-1と資料2-2の説明につきまして、ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

住民：すみません。〇〇の〇〇と申します。資料2-2の1のところでは水位のデータが出てますよね。25年10月の手前でぴんと立っているところは、多分これは台風ですね。18号台風。こういうのが今後出てくると思うんですけども、滋賀県にも実際災害が起こりまして、こういう水量が非常に多く降る環境になってきたと思うんですけども、こういったのが続けばどうなるかと考えたらよろしいのでしょうか。台風関係でかなり水が多くなって、浸透水も多くなって、いろんなものが流れ出すということを考えて防御してもらっていると思うんですけども、最近、極端に大きな台風とかダブル台風とか来ますよね。そういうときはどう考えたらよろしいのでしょうか。

主幹：グラフを見ていただくと分かる通り、大きな降雨があった後は浸透水位がやはりどうしても上がります。今後、この浸透水につきましては後ほどご説明させていただきますけど、掘削したところに浸透水貯留層という地下の構造物をこしらえて、そこに浸透水を集めて、そこから揚水して浸透水処理施設で処理して下水道へ流す予定なんですけども、この浸透水貯留層の容積と浸透水処理施設にあります原水タンク、これらの容量を全て加えまして過去15年間降った雨の中で一番強度が強い雨が来たとしても、これらの各浸透水貯留層や原水槽があふれずに確実に浸透水処理施設で処理して、下水道へ放流するというような形で計算して、その層の大きさとかを決定しておりますので、こういった急激な降雨があったとしても、今は直接廃棄物層の水位が一旦上がりますけれども、今後は浸透水貯留層で持ちこたえて、そこから雨がやめばだんだん水位が下がって、あふれたりとかしないような形で設計されているので、こういった突発的な降雨があったとしても大丈夫な構造物を作っていく予定でございます。

住民：いつも大丈夫と言われるのですけれども、この25年の18号というのは大変なところで、まさかいろんな災害が起こるとは思ってなかったんですけども、そういうことがありますので、上限どのぐらいまで考えておられるか分からないんですけれども、あったときにはそういう情報もまたお願いしたいと思います。

それと、いろんなデータを出しておられるんですけども、単純な話、エラー、誤差ってどれぐらいございますかね。分析によって違うと思うんですけども。例えば、環境にぎりぎりのところがあったら、データが

その前後してあるんですけども、どれぐらいの誤差であると。環境基準を出す場合は、誤差もいろんな形で何%ぐらいありますよという形で出してもらうと、ありがたいですけども、分析計の誤差ですね。いろんな濃度限界をされるとエラーも大きくなってくると思うんですけども、レンジによっていろいろな機械がありますし、通常はどれぐらい誤差がありますよというのは1回、普通は全体には示していただくんですけども、これはデータのみなのでこれは全く信じていいのかどうかというのは、ちょっと僕、不安なんです。また後で、次回の回答でも結構ですので各分析の、これは何%ぐらいの誤差がありますよというような表示もしてもらえるとありがたいんですけども。

主幹：そうですね。資料2-2にあります水位等は、誤差というのは、機器の性能を今把握してませんので答えられないのですが、この点々とあるのは。

住民：他のですね。

主幹：はい。水質のほう。

住民：\*\*\*とかジオキサンとかでどれぐらいのエラーがあるかということというのはちょっと分からないので、数字が1つ示されてても上限下限の誤差というのは、いろんな分析によっても小さいものもありますし大きいものもありますよね。それが何%ぐらいですよというやつを。

審議員（滋賀県）：個々の部分については変わりますので、それをまた次回お示しさせていただきますが、最低限、環境基準の10分の1の濃度まで確実にできることになります。

住民：わかりました。そういうことを書いてもらってもっと安心するんですけど。

主幹：はい。

司会：他に。

住民：今のお話の関連ですけど、過去15年と今話してもらってましたね。降水量のね。あれ、たしか18号は入ってなかったんじゃないですか。入ってましたか。

審議員：入ってないです。

住民：入ってないですね。ということは、18号を入れたらどうなるのかなと思って。

審議員：結局、あのとき問題になってくるのは、要するに絶対値の量もありますけども、それが一時に降るか降らないかですね。我々は、ものすごい短時間にはあつと降ったやつを溜めておけるかどうかということを経験したわけですね。先ほど申しましたように、結果的に言いますと、あそここの今埋まっているところの地下に、一時に降ったやつを少しでも溜めて外へ流れ出るのを止めますという考え方なんです。

さらに、先ほど申しませんでしたけども、できるだけ雨がしみ込まないように上にシートが張っているんです。雨がしみ込むのを少しでも抑えて、しみ込んだやつについては、一時のやつについては少し中に溜めて、ちょっと出てくる時間を送らせて処理しましょうという考え方ですので、その一時にどれだけ降るかという速度の話については、過去15年間のデータをもとに、このぐらいの速度のやつは抑えられますよという計算をしてやったということで、それについては〇〇さんのおっしゃるとおり、18号台風については考えておりません。データには入っていません。

住民：あれは入れたらどの程度であるのかなと。あれはどのぐらいのっていう、ちょっと見直さないかなとか。

審議員：そしたら、その速度的なものについてはもういっぺん、また次回示します。どのぐらいの速度があったのか。要するに、あのときも人身事故になったわけですが、短時間のうちにどういうふうに降ったのかという話については。

住民：上砥山の、あれで2日間で420,30。もっと降ったところは滋賀県の周りのところで600ぐらい降った。

審議員：ええ。朽木のほうで600ぐらい降ったと思いますけども。

住民：何か土砂が崩れたり何やかやぐちゃぐちゃしてましたから、ああいうのがまたあったとしてどの程度かなというのをやっぱり確認してもらったほうがベストですね。

審議員：速度的なこともあると思うので、それはまたもうもういっぺん、次回までに検討してみます。

住民：お願いします。

司会：他にございませんか。よろしいですかね。

住民：すみません。騒音の件ですけど、この説明は後からあるのですか。なければここで質問したいんですけど、よろしいか。

副主幹：はい、どうぞ。

住民：8月14日から8月20日までの資料の騒音の、これ時々、70デシベル付近まで来るのがちょこちょこあるんだよね。70デシベルというのはどれぐらいの大きさかということを知りたいんですけど。もっと分かりやすく言うと、県道走ってますよね、RDに入っていくところの。県道のところで車走ってますよね。そこで立ってて聞こえるような感じですか。

副主幹：道路脇でお立ちになって。

住民：いや、例えば17日の16時のところに70デシベルほどになってますよね。これも高い、高い。この辺の音ってどれぐらいの音かなという感じたときの感じ。

審議員：少しうるさい感じですが。ただ場所が違って、実は測っているのが。

住民：これ測っているの、この地図でどの位置ですかね。

審議員：北尾団地のすぐ隣のところ、分かりますか。

住民：分かります。

審議員：北尾団地のところに道がありますよね。

住民：はい。そうすると、私は〇〇なんだけど、〇〇ではどんなかなということを知りたいんだ。それで参考に、この道路におったらそのRDの音が聞こえますかという。

審議員：私ども〇〇の方から苦情をいただきまして、見に行ったんです。そうすると、〇〇というのは道路を挟んで茂みがあって〇〇でしょう。その住んでいる方のいらっしゃる所は、要するに廃車がちょっと山に積んであるところがありますね。御存じですか。あそこがあるものですから、ちょうど見通しでRDの処分場が見える位置にあったんです。その方の家の所でお測りしましたら、RDの音と周り、今は夏ですからセミの音が区

分しにくいぐらい、セミの音のほうが大きいくらいでして、ただそれが時々ガシャ、ガシャという音がすると、それは聞こえるかなという感じなんです。ただ、私が行ったときには、ちょっと作業してましたけど、聞こえなかったの、それは気にし出すと、ああ、音がするなと感じでした。

住民：もう一点聞くと、誰か苦情を言われたか知らないけど、それよりも聞こえた日がいつかというのが判明しないでしょう。

審議員：その方がいらっしゃる日ですか。それは分かっていますので。

副主幹：私とその苦情をうちのほうにお伝えいただいた方とお会いしたのは7月の上旬とお盆前やったと思います。

住民：聞きたいのは、やかましいなと感じたのは本人は何月何日と言ってましたということを知りたいんです。

副主幹：すみません。正確な日時は今記憶はしてないんですけども。

住民：それが分かれば、このグラフから追跡できるね。

審議員：だから、そのグラフは測っている場所が全く違うので、また別の形で測らないと駄目だと思うんです。何でかといいますと、その位置というのは。

住民：分かります。分かります。

審議員：工事やっていることの全く反対側の所で測ってますよね。今、騒音があるとところは全く反対側の位置にありますので。

住民：結局、私がこのグラフを見ている限りは、RDと違うなと思っているんですけど、証拠がないので。

審議員：その苦情をいただいたときに、手測りで測りを持って工事の業者さんが行ってらっしゃるので、そのデータがもしあるようでしたらまた後ほどお伝えしますので。

住民：分かりました。それと、苦情を言った方は納得されていますか。

副主幹：一応、おそらく今のご納得いただいていると思います。電話と、それから直接お会いしまして、なおかつ工事の重機の点検、あと色々な整備

等を行いまして、重機から建設騒音が発生しにくいように改善させていただいたので、おそらくその後も連絡いただいておりますので、ご納得いただいているのではないかと、もしくは受忍の範囲ということで、何とか堪えていただいているのではないかと思います。

住民：分かりました。それから〇〇の方から騒音に対するクレームないですね。

審議員：〇〇から苦情はございません。

住民：分かりました。

室長：今の苦情の件で一言ちょっとお願いしたいんですけど、その方はRDのあいう工事があるということそのものも御存じなかったんですね。だから、あれは一体何をやっているのだ。

住民：それは知らないことない。

室長：いや、そうおっしゃったんですよ。そこから何やっとなねんという話から始まったんです。そこで現場にも来られて見ていただきましたので、それ以降はおっしゃってませんので、ご納得いただいたのかなとは思っているんです。というようなことがございました。

司会：資料2-1、2-2に関して他によろしいでしょうか。はい。

住民：資料2-2の1ページです。これのグラフですね。図1の下の縦の線は降雨量、降水量の。ちょっとここ聞き落としたかもしれません。縦に細かく線が。

主幹：右側と左側に2つ目盛があって申し訳ないんですけども、右側が降水量でございまして、一番下に細い縦の棒があります。これがその日の降水量を表しています。それ以外の波線とかポツとかいうのは左側の水位、その井戸の中の孔内の水位を標高で表しているものでございます。2つあって説明不足で申し訳ありませんでした。

住民：ちょっと聞き落としたのかもしれませんが、こんなに雨降っているのかな。びっくりしているんですけど。

主幹：そうです。

住民：ああ、そうですか。分かりました。

司会：他にありませんか。それでは、モニタリングの関係につきましては以上とさせていただきます。続きまして議題の3つ目に移りたいと思います。二次対策工事の進捗状況についてご説明をいたします。

副主幹：プロジェクターでカラー刷りでこちら映させていただいて説明しようと思っておったのですが、機械が不調だということで、お手元の資料とホワイトボードを使いながら説明させていただきたいと思います。お手元の資料3-1をご覧ください。7月末現在の二次対策工事の進捗、その他についてご説明させていただきます。

2ページ目をご覧ください。こちらは第12回連絡協議会でご説明しました工事予定箇所の平面図です。左側からA工区の掘削、ここについてはきちっと着手できております。それと図面の中央に「選別土仮置・盛土」という薄い色で表示されていると思うんですが、こちらについても順次盛土をさせていただいております。それと、右側の廃棄物土の選別、それと浸透水の処理、こちらについても順調に進んでおります。それと左下のほうに止水矢板の検討という囲みがあるかと思うんですけど、こちらにつきましても、検討を終えましたので後ほど説明させていただきたいと思います。

3ページ目をご覧ください。こちらは「仮置物撤去および選別土仮置」でございます。7月末現在で仮置土につきましては約2万 $m^3$ を選別処理施設のほうに運搬しております。8月末現在で、ほぼ全量の土砂を運搬しております。残すところ、1000  $m^3$ 弱という状況になっております。選別土につきましては、1万2700  $m^3$ を仮置しております。鉛直方向に5 m程度積み上げておりまして、一種の防音壁としての効果を期待しております。それと、右下のほうになるんですけども、コンクリートの殻を砕いた再生資材につきましては、2500  $m^3$ ほどストック、仮置しております。

次のページをご覧ください。底面遮水工に伴います廃棄物土掘削につきましては、計画通り7月1日、A工区の掘削に着手しました。7月3日には現場見学会を開催させていただきまして、17名の方に掘削の概要、その他説明をさせていただいたところでございます。

次のページをご覧ください。こちらは先ほどページのR-70という断面の図面でございます。ホワイトボードを使わせていただきます。この上の面が現況の地盤を表しております。7月末現在、約1ヶ月間で、お配りしている資料ですと上段2段ぐらい、ちょっと濃いめになっているところがあるかと思うんですが、この部分を掘削しております。掘削のボリュームとしましては、約600  $m^3$ 程度でございます。27年度は、この辺り薄く網かけしてあると思うんですけども、約5万 $m^3$ 程度の掘削をさせていただく予定をしております。7月は法面のちょっとややこしいところといいますか、施工を注意しないといけないところを掘削しましたので、進捗のほうは余りはかどらなかったのですが、8月末現在、昨日

現在、この一番下の段まで来ましたので、これからは進捗ははかどるかと思っております。27年度は真っ白なところよりもちょっと上のところまで何とか掘削したいと考えております。

先ほど松村が言っておりました浸透水貯留層なのですけれども、ちょうど大体、今お配りしている図面の真っ白なところ、その付近にコンクリートの殻、先ほど仮置してますとか、ストックしてますと言っておったのですけれども、コンクリートの殻を一定の隙間を確保しながら敷き詰めまして、浸透水はここに溜めるように考えております。ここに溜めた浸透水は、また水平方向に導きましてある場所から汲み上げるというような格好でございます。

次、6ページをご覧ください。今、A工区の掘削に着手しましたというご報告をさせていただいたのですけれども、このA工区の掘削に当たりまして、鉛含有廃棄物土というものがちょっと話題として出てきます。6ページの図面の中で、ABCDというふうにアルファベットが振ってあるところと、A工区の右斜め上に何も書いてないところ、矢印で「廃棄物土(鉛含有)」と書いてあるところがあるかと思えます。その鉛を含有しました廃棄物土の一部がA工区掘削にかかるということでございます。A工区の上にありますこの四角い箱ですね。この部分が今回A工区に掘削にかかるということでございます。この鉛を含んだ廃棄物土といえますのは、平成16年、17年度に深堀是正工事の際に掘削した廃棄物土のうち、鉛に関する含有基準以上の土が5000 m<sup>3</sup>ほど確認されております。溶出試験に関しましては、基準値以下でしたので埋戻しをさせていただいたということでございます。埋戻しに当たりましては、当時念のためということで雨水に触れないように粘性土で四方を囲んで、比較的乾燥している法面、法肩部分に沿う形で幅50m、奥行10m、高さ10mの形状で埋戻しをしたということでございます。

7ページ目をご覧ください。先ほどの6ページの平面図を拡大したものでございます。左側の平面図、印刷のほううまく出てないのですけれども、この部分がちょっと拡大されて印刷してあります。㊦㊦' ㊩㊩' という断面の左から斜めハッチングですね。

㊦㊦' の断面ですと、この部分が鉛含有、㊩㊩' ですと、ちょうどA工区の掘削がこのように斜めに入ってきますので、この部分を今回、A工区で鉛をたくさん含んだ廃棄物土を掘削することになりました。お盆前に掘削は全量完了しまして、約530 m<sup>3</sup>の鉛含有の廃棄物土を掘削しております。全体5000m<sup>3</sup>の約1割程度を再度掘り出したということになります。

8ページ目をご覧ください。掘削状況を3枚の写真で説明します。写真3枚、下のほうに用意させていただいておりますけれども、左側がちょうど法肩の付近になります。この上の粘性土の厚みが約1mございまして、上面は1mと相当厚く粘性土で囲っております。

真ん中の写真はちょうどこのあたりになります。粘性土がちょうど斜

めに入っていくところが写真に写っておるのですけども、目視でもこちら粘性土で仕切りを設けておるといのがはっきり確認できるほどでした。右側については、こちらは長い面、斜めに入っています粘性土のほうを写しております。

また、右上の仮キャッピングの写真なのですけども、このように鉛をたくさん含んだ廃棄物土を粘性土で丁寧に囲って埋戻ししておりますので、今回この掘削したスライス面についてもできるだけ早くシートで仮キャッピングをして、養生のほうをさせていただいております。

次、9ページをご覧ください。掘削しました530 m<sup>3</sup>の鉛含有の廃棄物土なのですけれども、こちらにつきましては一旦仮置をさせていただくことにしました。仮置の場所は写真の真ん中に矢印が右斜め下に表示されていると思うのですけども、この西市道の近くにありますが窪地のほうに、一旦仮置きをさせていただいております。仮置きするにあたりましては、シートで四方を囲って雨水に触れないように保護、養生のほうをさせていただいております。こちらの鉛含有廃棄物土につきましては、ずっと仮置きをしておくわけにはいきませんので、最終的には廃棄物を選別しまして元あった場所、元々埋めました場所と同じような場所に粘性土で四方を囲いまして、埋戻しをしたいというふうに考えております。詳細な場所等については、これから検討しまして、決定しましたらまたご報告させていただきたいと思っております。

次に10ページをご覧ください。こちらは「止水矢板(経堂池部)試掘調査結果」というタイトルになっております。こちらは第11回連絡協議会でTRD端部付近の地山を確認する調査を行うという報告をさせていただいております。その調査結果がまとまりましたので、ご報告させていただきます。

この調査の発端としましては、TRD施工にあたりまして図面の左斜め上ら辺にTRDNo.2という黒い丸印があるかと思うのですけども、このTRDNo.2という地点でボーリング調査をしたところ、廃棄物土が埋められているということが分かりました。この付近は地山であるという想定をしておりましたので、TRDの施工を一旦中断しまして周辺の廃棄物の分布を調査したところでございます。

当初は、この平面図に描いております範囲のおおむね3分の1程度を調査する予定だったのですけども、最終的にはこの平面図のとおりの結構広い範囲を調査させていただいたところです。調査内容につきましては、四角で囲っております試掘調査を13カ所、丸印で表していますボーリング調査を13カ所実施しました。図面には濃い黒で既存の調査位置も表現されていますので、ちょっとボーリングの地点数が多く見えるかもしれませんが、試掘調査よりも内側に表示されている丸が今回調査したボーリングだと思っていただいたら結構かと思っております。

右側に試掘調査の代表的な写真を2枚用意させていただいております。

上の写真がTRDのすぐ下、R-25という線が引いてあると思いますが、その地点での試掘調査の写真です。真ん中に細かい点々で表示してあるんですけども、そちらから左側が廃棄物土、右側が地山という結果になりました。境界は、この写真の右端ぎりぎりぐらいでございましたので、もう境界からすぐ近くまで廃物土が埋められているということでございました。ずっと下の方まで何方所か試掘調査を続けたところ、おおむね境界付近まで廃棄物土が埋められているということでございました。

下の写真は供養塔のすぐ近く、ちょうど折れ曲がりの点になるんですけども、こちらにつきましても水路のすぐ近くまで、境界ぎりぎりのところまで廃棄物が確認されておりました。13地点実施しましたボーリング調査につきましては、地表からおおむね3～6mぐらいの厚みで廃棄物が埋められているということが確認されました。試掘調査とボーリング調査で敷地境界近くまで、ぎりぎりのところまで深く廃棄物が埋められているということが確認されております。

R-25というラインの断面図を次のページに用意させていただいております。11ページをご覧ください。左側が当初の想定でございます。Wと書いておりますのが廃棄物混じりの土でして、境界より少し離れた所まで廃棄物が埋められているだろうと。なおかつ、廃棄物は緩やかな勾配で埋められているものと想定しておりました。ところが試掘の②、TRDのNo.5、No.6というボーリング調査を実施しましたところ、右側のような断面でございました。

絵にしますと、この縦の棒が敷地境界です。こちらが沈砂池の土手と思っただけであればいいのですけれども、敷地境界より少し離れた所までは廃棄物土が緩やかに埋められているという想定でございましたが、ボーリング調査と試掘調査の結果、このような形で埋められているということを確認しております。

この調査結果によりまして工法を変更するという必要性が生じました。次のページをご覧ください。こちら左側が当初の設計でございます。当初設計では、まず経堂池とつながるKs3層の水を止めまして、掘削に支障がないようにするために仮設の矢板を設置します。図面の左側の点々の縦の棒になります。緩やかな勾配で廃棄物土が入っておりますので、こちらの廃棄物を取りましても、この矢板の裏にも土がありまして、前にも土がありますので、これが立ったまま、水の行き来をきっちり止めてくれると。こちらの廃棄物土を掘削しまして、ks3層というところを確認しまして側面遮水を行うという設計でございます。

ところが、今回の調査で廃棄物土の分布が想定と異なっておったということで、設計を変更するものでございます。右側の図面をご覧くださいなのですが、まず、こちらの図面ですと、当初はこのあたりに止水矢板を設ける予定でしたが、ぎりぎりのところ、境界から50cmぐらいのところ、矢板をずらします。それによりまして、廃棄物土を掘削しまし

たら後ろから押されて倒れる矢板を何とか倒れないようにできないかということでございます。場所によっては、これをずらすだけで対処できるところもあるのですが、第1段階としまして、止水矢板を境界ぎりぎりぎりぎりしております。

また、この右側の断面図では分かりにくいですが、本当にぎりぎりまで廃棄物が埋まっておるところにつきましては、もう一枚矢板を打ちまして切梁土留というもので掘削をしながら、H鋼のつかい棒みたいなものを施工しまして掘削していきます。廃棄物土、ここに若干地山が残っているかもしれませんが、一緒に取ってしまっただけは一旦空にします。空にしまして、地山がこの下部で確認できましたら、この切梁土留を抜きながら埋戻しします。埋戻ししまして、こちらの矢板を引っこ抜きまして、こういう形になりますので、ここはきれいな埋戻土になります。また、さらにもう一度このあたりをがぼっと掘削しまして、Kc3層のありかを確認しまして、側面遮水をさせていただきます。矢板が自立しない範囲につきましては、このような形で切梁土留工というものを採用しまして、側面遮水を施工したいと考えております。

次に13ページをご覧ください。止水矢板工の平面図として、薄い線で書かれていますのが当初の設計です。濃い線で書かれていますのが、境界付近に移動しました変更後の設計でございます。移動幅は最大で1.8mです。

次のページ、14ページをご覧ください。今、ちょっと分かりにくい説明だったかもしれませんが、切梁土留工を施工する範囲を示した平面図でございます。中央のあたりに若干薄い色で切梁土留工の範囲が示されているかと思っております。延長は49.2mを現在考えております。右側のほうに切梁土留の施工のイメージ写真のようなものがございます。手前と奥に写っているのが矢板でございます。その間、H鋼でつかい棒のようになっておりますのは、切梁であったり土留ということになります。こういったつかい棒をしながら掘っていくとイメージしていただければよろしいかと思っております。

また、平成27年度につきましては、この切梁土留工の施工はせずに、止水矢板で地下水を止めるというところまでを施工させていただいて、B工区付近の側面遮水工を施工する際、ちょうど28年度か29年度ぐらいになるかと思うんですけども、そのときにこの切梁土留工のほうは施工させていただきたいと思っております。また、この切梁土留工で廃棄物土を良質土に置き換えました後、施工を残しておりますTRDについて施工させていただきたいと思っております。

次のページ、15ページになりますが、最後に工程についてご説明します。前回から変更した部分については点線で表しております。実線につきましては、おおむね前回説明させていただいたとおり、工事のほうは進められております。点線について説明しますと、一番上の仮置物の撤去については6月末に終了する予定でございましたが、選別処理工に廃棄

物土を安定供給する目的で期間を延ばさせていただいております。近々、全量撤去できるような状況まで進んでおります。9月15日となっておりますが、先ほども説明しましたとおり、1000m<sup>3</sup>未満ぐらいが残っております状況でございます。

それと、中程矢板工につきましては、10月から11月にかけて、先ほど説明しました境界付近ぎりぎりのところを狙いまして、矢板を打設したいと考えております。それと一番下、その他の既設井戸の撤去なのですが、こちらは前回の連絡協議会で施工方法等について説明させていただいたのでありますけれども、施工機械等の準備が整いましたので、9月に施工する予定をしております。資料3-1の二次対策工事の進捗等については以上でございます。

続きまして資料3-2、選別土適合確認分析の結果についてという両面刷りの一枚ものをご覧ください。掘削しました廃棄物土は選別処理によって選別土、それから廃棄物、再生資材等に分けられます。選別土につきましては、場内埋戻しの可否を判断するために300m<sup>3</sup>ごとに8項目の分析をしております。8項目全て基準値以内であれば、適合選別土として場内埋戻しに使用させていただきます。8項目のうち1項目でも管理基準値を超えた場合は、不適合選別土として場外に搬出します。ですから、8項目の分析をしまして1項目でもアウトになれば、それは場外で処分するということでございます。こちらは一覧表になりますが、8月11日時点で50回の確認分析のほうを実施させていただいております。そのうち、基準値を超過したのが5回ございました。全体の10%が基準値を超過したということになります。超過項目はいずれもふっ素でございまして、ふっ素以外の項目につきましては超過はなしということございました。

8月11日以降、こちら表にはまとめてないんですけれども、6回の分析結果が出ておまして、その6回とも基準値の超過はございませんでした。また、基準値超過5回分の不適合選別土につきましては、もう場外に搬出済みで、残り45回分の適合選別土、約1万3500m<sup>3</sup>につきましては、埋戻しに備えまして場内に仮置をさせていただいております。今後につきましても、この結果につきまして適宜報告させていただきたいと思っております。選別土適合確認分析結果については以上でございます。

司会：それでは、資料3-1および資料3-2のただいまの説明につきまして、若干説明、分かりにくい点があったかと思っておりますけれども、ご質問等がありましたらお願いいたします。

住民：廃棄物の埋立てが想定から違っていたという話なんですけれどもね。その想定された埋立ての形態というのは、これは想像ではなくて何らかの資料に基づいて、こうだろうというふうに想定してたんでしょうか。

副主幹：過去、ボーリング調査等を実施させていただいておまして、そういったボーリングの結果等から判断しております。

住民：いや、そうではなくて、埋立許可をRD社は県に出しますよね。

副主幹：はい。

住民：そのときの資料を元というわけではないんですか。

副主幹：そういった資料も参考にしまして、廃棄物土の埋立の形状等は推定しております。

住民：そうすると、県に届けた内容と実態が異なっていたということよろしいのでしょうか。

副主幹：そういうことになりますね。はい。

住民：それは廃棄物処理法違反ですよ。ただ、時効だということは理解した上で言うのですが、民事上の問題はどのようなふう処理するつもりですか。

審議員：ですから、それをもって許可を取り消したわけですね。駄目だと。要するに、いろんなことを含めて違反事項が、今の許可区域以外の話も含めてあったわけでした結局取り消したということで、さらにそれに措置命令かけているという格好ですね。

住民：今回新たな違法というか許可違反が露見したわけですよ。この問題を行政的にはどう処理するつもりなのかということをお聞きしているんですけど。

審議員：あの区域全域に対して措置命令をかけてしまっているわけですよ。要するに、あそこに余計なものが埋まっていたことについて是正するわけですよ。結果的に言えば。

住民：ただ、是正命令をかけたときに、想定されなかった事態を今回発見したわけですね。ということは、新たな問題が発生したということではないのですか。

審議員：ですから、それについてはどのようなふうな支障が起きたかということでも措置命令をかけますよね。措置命令に関しては支障のあるなしなんで

すよね。支障というのは周辺の地下水に影響を与えるかとか、廃棄物が飛散するとかそういう話なんで、それに関して措置命令をかけていると。それを是正する段階で見付かった分について、あそこについて今、余計な部分について埋まっていたことについて、これが新たな支障を生むかという話ではないと思うんです。それを是正する段階でそこは直ってしまうと思うんでね。

住民：聞いていることと違うように思います。結局、新たに露見した犯罪でしょう。法的なことはあまり分からないからよう言わんけど、新たに分かった犯罪については県としてはどうするのと。見逃しちゃうの。

審議員：それは全然見逃すわけでなくて、それは今の是正措置を講じる中で対応してしまうと。結局、何らかの犯罪をどうのこうのという話じゃなく、それはもう取り消してしまったわけですから。

住民：そうじゃなくて、RDに対してペナルティーを与えないのということ。

審議員：結果的には既に彼らについては埋立に関して措置はかかっているわけですよね。プラスアルファになるような話ではないと思うんです。

住民：納得いかんな。

副主幹：行政的に言えば、処分場としての許可も取り消してますし、そもそもRD社自体が今はもう存在していないということが1点あると思いますし、刑事的な話で言えば、〇〇さんがおっしゃったように、もう時効ということになりますし、じゃあ、民事的な話でどうなのかということになりますし、結局民事上の責任を問うということになれば、損害賠償請求とかが考えられますけれども、なかなかその部分を現時点で誰に問うのかということもあると思います。行政上の措置で今回代執行をやっている代執行費用も、もうRD社はなくなっておりますけれども、関係者、社長とかも含めて請求している中で、昨年度の協議会で状況をご報告させていただいたかと思いますが、それすらも回収がなかなか厳しいという現実がある中で、県として損害賠償請求をするのか、できるのかというのは、現時点でなかなかお答えしづらいと思います。

室長：ただ、損害賠償請求ではないのですが、今この新たな範囲を越えた埋立てが分かったことによって、さっき言いました切梁土留工という難しい工事をやらなければいけないはめになったと。当然、経費が増嵩するんですね、工事費が。その分は、とれるかどうかは別にして、措置命令の中に入ってきますので、費用負担、費用請求は当然その分も含めてやっ

ていきますので、その意味では放っておくわけではない、責任追及を新たに上乘せしてやるということにはなるかと思うんです。

住民：ぜひそれをお願いします。もう1つ責任は私は2者にあると思っています。1つはもちろんRD社あるいはこの埋立てにかかわった工事業者だと思えますが、もう1つはそれを見逃した県ですね。県が今回、発覚したことをなぜ発見できなかったのかということに対する責任についてはどうなりますか。

室長：それは職員に対してということでしょうか。

住民：組織としての。職員でも構いませんが、組織として、これは総括すべきでしょう。この事態。今すぐとは言わないけれども、今回調査をやって、またこれからも出てくる可能性がいろいろあると思いますけども、どこかの段階でもう一度、この処分場の実態が明らかになったときに、なぜこういうことを許したのかということを反省してくださるのでしょうか。

室長：私は反省しているのですが、これは答えになるかどうか分からないですけど、去年、ちょうど同じ日だったと思いますが、この場で三日月知事が来て挨拶申し上げたと思うんです。このとき、知事が何を申したかという、我々のちょっと意外なことをおっしゃったのでびっくりしたんですけどね。ある意味で行政の不作為の問題で住民の皆様方に長年にわたって多大な心配、ご負担、ご労苦をおかけしたと、これについて心からお詫び申したいと、こう申しております。皆様方の運動のおかげで、逆に県も動いて正面から向き合っているんですと、その結果が今の二次対策工事だというふうに考えているということでしたので、どうぞこの工事を皆様のご意見を踏まえてやっているということで、県は責任を認めているということにならないかなと私は思っているのですが、〇〇さんはご見解はいかがでしょう。

住民：それは甘いですね。ちゃんとやっぱり反省してもらわないと、いろんな問題があります。許可容量オーバーとか埋立地域外にあったとか、あるいは許可品目外だとかいろいろな問題が出てきているわけですよ。前回、行政対応検証委員会がやったときのもとなったデータ以上のことが、今回の調査になって明らかになってきているわけですよ。あの行政対応検証委員会の調査結果というのもやっぱり追加して修正してもらわなければいけない。最終的に実態解明が明らかになったときに、改めてこの問題を滋賀県として総括する必要が私はあると思うんですが、部長いかがですか。

部長：現時点では先ほど、北村が申しましたけれども、今日のことは受け止めさせていただきますが、知事がそういう見解を昨年申し上げておりますので、今のところ申し上げた範囲内で受け止めさせていただくということでございます。

住民：何度も言っていることですがけれども、この問題は業者が悪いだけではなくて、業者の不正を見抜けなかった県の問題でもあるわけです。それは双方視野に入れてしっかり総括していただきたいということを改めて申し上げます。

司会：他にご質問、ご意見等ございますか。

住民：今のことでちょっと追加を。ここの場所は、元々市の処分場の跡だったと思うんですよ。高アルカリの調査のときに掘り返しました。そのときに出てきたものは市のごみというよりは、事業者から出したようなごみがほとんどでした。慰霊塔のあったほう側は確かに市のごみだなというのが一見して分かるようなものでしたけれども、他はほとんど事業所が出たようなごみ。そして、ある会社のものも出てきましたし、塗料のかな、臭いは昔のカーボン紙の臭いでした。そういうものがいっぱい出てきました。だから、そういうものを指摘したんですけど、そのときは県の職員の人らは全くこれは市のもんやと言い張ってましたけどね。だから、そういう姿勢が僕らにしたらカチンと来ているものやから、余計にこうやって思いますね。ちょっと追加ですけど。

司会：他にありませんか。

住民：よう分からんのですが、廃棄物があったというのはいつ分かったんですか。

副主幹：昨年度の1月末に、TRDの端部の部分でボーリング調査をしましたら廃棄物が出てきたという報告はさせていただいているかと思います。現場での確認はそれより1ヶ月程度前かと思いますので。

住民：去年ですか。

副主幹：昨年度ですね。今年の1月に連絡協議会では報告させていただいております。TRDの施工前に念のためにボーリングをしたところ、廃棄物が出てきたということでございます。

住民：それは2月かなんかの会議のときに聞いているんですか。

副主幹：1月の末ですね。

住民：よう覚えてないな。それと、さっき何 m<sup>3</sup> 運んでどうのこうのと言っていたんですけど、あの何 m<sup>3</sup> というのはここに載ってます？メモでおっしゃっているんですかね。

副主幹：メモで、こちらの資料には書いておりません。

住民：こちらに何m<sup>3</sup>というのを書いておいてもらうとありがたいですね。そこは後でまた追加するとか。

副主幹：分かりました。

住民：書き切れへん。私ら、ぱっぱと聞いていると分からへん。

副主幹：余り数字ばかり書いてしまっても実感がないのかなと思ったので、それより写真を見ていただきたかったというところです。

住民：そうですね。写真なら写真、数字なら数字で固めて置いておいたら見る人は見るし、見ない人は見ないし。

副主幹：分かりました。また参考にさせていただきます。

住民：それと鉛の件はいつ出てきたんですか。ここまで入っていると分かったのは。

副主幹：6月末に試掘をしましたね。

住民：今年の6月ですか。

副主幹：今年の6月です。ただ、あのあたりに鉛を含めたものが埋戻しされているというのは前々から。

住民：どけてくれと言ったけども、そのまましとくと言って県の人が押し切りはったというのですね。

副主幹：恐らくそうだと思います。押し切ったかどうかは当時、私はおりませんでしたので分かりませんが。

住民：今、1割とったという話。

副主幹：530 m<sup>3</sup>ですね。

住民：どのぐらい取る格好になるんですか。それで終わり。

副主幹：今回のA工区の掘削にかかるのは530 m<sup>3</sup>ということです。

住民：530で終了。

副主幹：530で終了です。それも今、一旦仮置きをしているのですけれども、まだ選別施設のほうでごみ等を取り除いて、また粘性土で囲って埋戻しさせていただくと。

住民：その530も。

副主幹：はい。

住民：また結局、戻る格好になるんですか。

副主幹：結局、戻す格好になりますね。

住民：今度、何かあったらまたそれひっかかりますね。

副主幹：何かあったらと言いますと。

住民：不測の事態が起こったらとか。またここにひっかかるわいと。

副主幹：そういうことがないような対策工法を実施させていただいておりますので。

住民：それは考えてやっておられるんだけれども、やっぱりそういうものはないのが一番いいんですよね。なくせたら、できるだけなくす方向で進んでもらえたらと思いますけど。どうしてもできんと言われて今までうまいこといかなかったわけやから、今ここでそれを全部取ってくれとまではよう言わんけども、できたらそういう機会があって、できるだけとるような格好で。これは前から私らはお願いしていたんですけどね。できるだけ見つけたものはできるだけ取る格好にしてほしいと。できるだけなくしていくということで。取れへんものを取れというわけにもいかんからということで、そういう姿勢でお願いしたいなと思います。

副主幹：先ほどの説明で漏れておったのですけれども、A工区の法面の掘削でドラム缶であったりバッテリー等、幾つか見かっています。ドラム缶についてはまだ1つなんですけれども、バッテリーなどは結構な個数が出てきております。こういったものについては、きちっと別途場外に搬出処分のほうをさせていただいております。

司会：はい、どうぞ。

住民：資料2のところ、ヒットとしたものは全部搬出するわけでしょう。だったら、鉛も出してほしいね。せっかくきれいになるんだから、これだけのもの。

副主幹：あくまで今回説明させていただいたのは、鉛をたくさん含んでおるといふ廃棄物土です。溶出試験、溶け出すかどうかという試験の結果で言いますと、鉛は溶け出さないという結果が出ておる廃棄物土として、溶け出るか溶け出さないかというので、搬出するかしないかというのを判断させていただいております。

住民：みなさん、納得する？しないよね。

副主幹：そちらにつきましては過去、みなさんと結びました協定等にも一応書かれておりました、溶出するものについては搬出、溶出しないものについては場内に埋戻すと。

住民：もっと分かっているものは取ったほうがいいというのは前から言ってたんですよ。それをそのままいったんですね。あと、そういうことを決めても個別のものというのはまた出てくるから、それはそれで、ちゃんとそのときに話し合っただけ声をかけていかないかと思うんです。今の話はそれで前から堂々巡りしている話。

それと、写真がたしかあったと思うんです。深掘している境界線の所をがばっと撮っている。垂直にかばっと撮っている。ああいう写真なんか見ると、掘ったら埋めたのと違うかというふうに僕らは思っていたんですけど、私らも写真を見ただけで状況、私はよう分からんからそれ以上、よう言わなかったんですけども、今のところから見ると、ああいうところを見ると、ここに埋めたなど。もうちょっとその辺を迫及して調べてたら分かったかもしれないなど。ちょっと言ったら悪いけど、ええかげんな調べ方して、という言ったらちょっと怒られますけどね。結果的にはそうなっているから、そういう資料とかあって他府県の方も見られていると思うんですよ。大体みんな、ばっと出したから。そういうのも

これからも気を配って調べてもらって、できるだけいいようにやっても  
らいたいなと思います。

審議員：〇〇さんがおっしゃっている直角に近い状態で掘られているというの  
は、恐らく北側の側面のところだと思うんですね。

住民：そこじゃないんですか。

審議員：違います。今、言っているのは経堂池側なんです。ですから、写真は  
ないところです。そこはないですから。ちょっと誤解を生むといけない  
ので、北側の垂直に掘られたところについては、我々もしっかりと見て  
鉛直遮水壁を作るときにしっかりどけてますので、それは間違いござい  
ません。経堂池側については、先ほど申しましたように、今回過去の第  
2処分場の埋立申請の図面等を参考にして、さらにボーリングして今回  
新たに分かったということです。

住民：いいことを教えていただいたので、改めて確認したいのですが、県  
との二次対策工事基本方針ですね。この2(3)です。今回の工事において  
は、鉛の含有土についてはさわらない予定だったと思うんです。基本的  
には、その部分に関しては。だから、それはそのまま置いておくという  
ような話し合いはしてません。まずそこを確認したいと思います。

それと、この2(3)はこういうふうに書いてあるんですね。(2)は遮水が  
必要なところを露出した上で遮水材を設置することを行うと書いてまし  
て、2により掘削した廃棄物土は分別施設を設置して分別し、有害廃棄  
物土およびドラム缶関連廃棄物並びに廃プラスチック類、木屑等の廃棄  
物については旧RD最終処分場外に搬出処分するになっています。とな  
ると、今回鉛が入っている土というのは、有害廃棄物土に当たりませんか。

審議員：ですから、有害廃棄物土の定義は1番に書いてあるんですね。1番①ア  
ですか。土壤環境基準を超える有害物と。これが有害廃棄物の定義でござ  
いますので。ですから、今の鉛については含有量については超えてい  
るけれども、溶出基準は超えてないということで有害廃棄物土には該当  
しないと。

住民：ここで溶出基準とは書いてません。土壤環境基準を超える有害物が溶出  
することにより、地下水汚染の原因となるおそれのあるものとしか書い  
てません。

審議員：ですから、溶出することという文ですよ。

住民：おそれはないと判断されている。

審議員：ですから、溶出試験をやって出てませんので、それはおそれがないということです。あれについては。過去の検査結果で含有は確かにございました。ただ溶出をやって出てこなかった。だから、おそれはないということだと。

住民：鉛は含有されているが、溶出はしない。それなら、何で周りを粘土層で囲うんですか。

審議員：それはみなさんのこともご配慮して、当時の方は念のためにそうされたんだと理解しています。ですから、通常土壌汚染対策法によりますと、そういう含有量が高いような鉛が出てきた場合、これは地表面で埃が立つとまずいので上を囲いなさいと、周りをどうこうしなさいという条件は全然ないんです。ただ、みなさんにご心配だと思うので、当時の方は全部を粘性土で囲ったと。

住民：もし、そういうような裁量があるんだったら、埋戻すではなくて地上に、例えばコンテナとかに入れておくという考え方もありますか。

審議員：ええ。ですから、今の時点で我々がさせていただこうと思っているのは、地表面よりは下で地下水面より高い所に。

住民：それ以外のオプションがあれば、住民側との相談になるかなと思ったんですけども。つまり、我々としては埋戻すということにさっきからこだわりがあるんですよ。もう少しはっきりした形で地上に残しておいてくれるのだったら、まだ持っていけることもできる可能性もあるかなと思ったんだけど。

審議員：ちょっとそれはあれなんですけど、とりあえず地表に残しておくということについては、後の利用のこともありますので、我々としては地下水面よりも高い位置に粘性土で隔離しておく。

住民：ただ、土の中に入っていると我々は見えないからね。何が起こるかって不安なんだよね。地上にコンテナに入れて置いてくれたほうがまだましだという感じがするんだけど。

審議員：だから、そこは後々、例えば誰かがなぶってしまうようなことが。コンテナですと、例えばコンクリートで固めているわけではないですよ。シートを剥離したら、すぐ土壌が出てくるわけじゃないわけですか。コ

ンテナの場合ですよ。だから、例えばシートとかも劣化してくるでしょうしね。何かそういうことから考えると、私どもとしては地下にきちっと置いておくほうが逆に安全だと思っています。

住民：それはオプションは他にないんですかね。例えば、原発問題の汚染された地下水だってタンクに置いて地上に置いているじゃないですか。

審議員：あれは、汚染された地下水の場合は将来的に何らかの措置をしようということやと思うんですよね。

住民：そういう将来的に何らかの処置をしてほしいという我々の気持ちはあるので、それができますという形に残してもらうことはできないかなということなんだけど。

審議員：我々としては、先ほど申しましたように、位置を特定してそこに地下水と隔離させた状態で置いておくということやと思います。

住民：そうしたいというのは、県の気持ちは非常によく分かるんだけど、他にオプションがないかなということを考えるんだけど、全くないですか。もう土の中に戻すしかないんですかね。

審議員：ですから、地上に置いておくのは逆に私としては心配なんですよ。誰かがいじるのではないかということ。

住民：中村さんはそう思うかもしれないけれども、そういう廃棄物処分や、あるいは中間処理に詳しい技術を持っている人たちに意見を聞いていただきたいなと思うんだけど。

審議員：とりあえず聞いてみましょう。ただ、私としては今のが一番ベターだと思っています。

住民：鉛を精製するというのか、鉛を鉱山からとるのにどうしているの。その方法で鉛を取ったらいけないの。

審議員：恐らく酸で溶かしているんだと思うんです。ちょっと分かりませんが、強烈的な状態で取らないとそれは取れないですよ。しかも、そういう鉱山というのは鉛の含有量が無茶苦茶高いわけですよ。今、やっているのはppmのさらにその下ですよ。こんな小さい濃度のやつを取り出す方法って多分ないと思うんですよ。無茶苦茶低い濃度ですよ。

住民：と思うんでしょう。

審議員：ええ。だから、取れないです。

住民：そしたら、これ外へ搬出すると県の財政で出すわけだよね。どれぐらいお金がかかりそう。

主幹：恐らく処分するとしたら、大体費用、会社によって違うと思いますが、安いところであったとしても1000万円程度かかります。

住民：1000万だったら価値があるよね。出してもらおうね。

住民：それをやるんだったら今の500 m<sup>3</sup>じゃなくて5000 m<sup>3</sup>も全部一緒にやったらどうですか。こんな一部だけやったってしょうがない。

住民：これで不安が取れるんだったら安いもんだよ。

住民：その高濃度の鉛で、僕も知っているけど、含有量が結構高かったんですよ。溶出では余り出なかったと。僕、ちょっと今、そのときの溶出の資料をどのぐらい出たかを覚えてないんですけども、それから考えると今回の選別土適合の一覧表がありますね。一番最後のページの一番上。これでいくと、39番と48番ですか。これは鉛が0.007、0.003と出てますよね。溶出でね。この溶出の仕方というのは、以前、私たち大分反対しましたけれども、中性にして溶出していると。だから、少しでも酸性に傾けば、かなりの量が出るというのは横山先生のときの調査の仕方です。はっきり明らかになりましたよね。それは中性にわざわざして、それでもこれだけ出ているんですよ。ということは、含有はどれだけあったのかなと余計に心配してくるわけですよ。39番と48番の鉛の出ている量ですね。0.01で基準なんですよ。0.007ということはほんのわずかの違いしかないんですよ。そこまで溶出しているんですよ。では含有、どれだけ入っているのか心配になりますよね。

私、素人考えですけどね。これだけ出たら含有はどれだけあるんやろうと、大丈夫かなと。県の人考えるのが普通じゃないのかなと思うんやけど、そうは思われないうか。

審議員：だから、そこは含有量と溶出量が比例するものではないと思っているんです。

住民：だから、余計怖いんですよ。

審議員：だから、含有量が少なくてもその土壌の条件によっては出てくるものもあるだろうし、含有量が高くてもその土壌の条件によって出てこないものがありますので、そこはちょっと違うと思うんです。

住民：だから、含有で調べてみるべきじゃないのかなというような気持ちにはならないんですかね。そこは僕らが思う安全と、県の思う安全とは、はるかに違うんですよ。

審議員：ですから、当時の粘性土でくるんだやつについては、含有も溶出も両方やっているわけですよ。

住民：それで、溶出が少なかったわけでしょう。

審議員：そうです。

住民：じゃ、これは溶出、こんなにあるじゃないですか。だったら含有、どれだけあるのか心配になりませんか。

審議員：これについてですか。

住民：はい。なりませんか。

審議員：ですから、先ほどから申し上げているように、みなさんとの協定の中で。

住民：協定と言われるけど、あれは渋々のんだだけの話なんですよ。喜んでのんだんじゃないんですよ。私たち、あれ決して気分はよくないですよ。

審議員：その方針の中でみなさん、ご了解いただいたと思うんです。渋々ながらもご了解いただいたことについては、結局、その溶出基準というものについてどう理解するかということだと思うんです。ですから、そこで超えたものは出しましょうというお話だったと思うんですよ。随分、みなさん方からご意見をいただきましたけれども、その中でどれだけ溶出するかについては、私どもはみなさんのご意見を賜って、強烈な酸性の中で溶けるかどうかという実験もさせていただきましたし。

住民：強烈というか、いろいろな段階をやったわけですよ。わずかに、少し酸性に傾いただけでも出てきたと。全然数値が変わったじゃないですか。

審議員：そこはもう一遍、過去のデータはまたご覧になっていただきましたん

けれども、私どもが個々のサンプルでやった結果によりますと、かなり強烈な条件にならないと鉛は出てこなかった。

住民：違うでしょう。pHが6とか5でも出ましたよ。

審議員：だから、それは基準値を超えてという話じゃなくて。

住民：雨水では3とかそんなんですよ。きついときね。5とか6がきついなんてというような、今日でも僕らそんな覚えはないですよ。

主幹：この試験に使っているpHの値は法律の。

住民：中性ですよ。

主幹：いや、中性でなくてpH5.8～6.3の間に調整した純水にこの土を入れてまぜて、そこから出てきた、溶出した鉛はこれだけあったということです。

住民：今の今回の調査ですよ。

主幹：pH5.8～6.3です。

住民：今回のこれですよ。

主幹：そうです。そのやり方でやっているんです。土壤環境基準の測定方法、平成3年の環境庁告示第46号という方法なのですが、この別表にこの試料の調整の方法は書いておまして、溶出に使う水はpH5.8から6.3に調整した水90に対して土、重さに対して10を混ぜて浸透して出てきた溶出水中の濃度をはかっているのが弱酸性、どっちかという弱酸性ですね。これよりももっと酸性のほうに行けば、鉛含有があれば濃度は確かに〇〇さんがおっしゃるとおり鉛含有が高いものは出るものもありますけども、埋戻すためにRD処分場の条件では、今言った溶出水のレベルよりももっと中性、あるいは弱アルカリ性のほうに近いところになるので、今おっしゃるようなこれよりも高くなるようなことはちょっと考えにくいと思います。

住民：そしたら、ちょっと今、覚えてないけど、今、問題になっている鉛の高い物質は溶出はどうなっていますか。

主幹：ちょっとはつきり覚えてないですけど、鉛だけはかなり調査してほとんど不検出やったというふうに。今の5000m<sup>3</sup>、粘性土でくるんで今回530

m<sup>3</sup>出てきたところのことを今言っています。

住民：もう1回、今の現在のpHをちょっともっと深くというか。

主幹：今、この選別土適合確認試験を行っている試験の溶出をする水のpHは5.9から6.3です。

住民：6.3。

主幹：はい。

住民：よろしいですか。先ほども言ったんだけど、今回のこの二次対策工事で一度埋戻した鉛のものをもう1回、ここで再工事するということは想定に入らなかったと思うんですよ。ということは、今度の二次対策工事方針の中で書いていることのほうが優先するわけで、掘削した廃棄物は分別施設を設置して分別し、有害廃棄物土およびドラム缶廃棄物土並びに廃プラスチック、木屑等の廃棄物土については旧RD最終処分場外に搬出処分する、これが適用されると思うんですよ。ところが、この項目を使わずに、ここの鉛の入った埋戻しの問題は特例として扱うということですよ。

審議員：いえ、そうではありません。この中で有害廃棄物土およびドラム缶廃棄物並びにそれ以外のごみですね。廃プラとか木屑とか廃棄物。ですから、今出した500m<sup>3</sup>の廃棄物ですね。これは埋戻しできませんので選別します。残った土ですね。この土は有害廃棄物かどうかの定義に従いますということですよ。

住民：ということは、ここの鉛が入っている土も分別のレーンに乗せるわけですね。つまり、改めてその部分だけ取っておいて、粘土で固めてどこかに埋戻すというやり方をとるのはおかしいじゃないですか。

審議員：ですから、それについても選別するんですよ。

住民：選別した後、どうするんですか。

審議員：その後、その出てきた土については溶出はしませんので、それは戻します。

住民：そうすると今、西市道側に仮置きしてますよね。

審議員：はい。

住民：あれはこれまでと同じように選別して、そして問題が溶出試験によって出なければ、そのままもう1回埋戻すということですか。粘土にもくるまないということですか。

副主幹：粘土にくるんで埋戻しします。

審議員：今仮置きしているものは粘土でくるみません。今選別してセーフやったやつはそのまま埋戻しします。何もせずに。

住民：言っていることがちょっと違うと思うんだけど。

副主幹：530m<sup>3</sup>の鉛含有廃棄物土については選別をして、選別した結果、出てきました土につきましては、粘土で囲んで埋戻しします。

住民：粘土で囲んで埋戻すというのはなぜですか。でも、さっきおっしゃったように、0.007の値のものは粘土で囲まないんでしょう。今回は粘土で囲むというのはなぜですか。

審議員：過去の措置がそういうことしましたので、それを尊重させていただくと、それだけです。本来であればそれも埋戻しさせていただきたいんですけれども、過去のみなさんのご意見も伺って過去、5000m<sup>3</sup>そうしてますので。

住民：それは勝手に決めてもらっては困るんじゃないかな。つまり、この部分だけそういう意味で例外的な措置するわけでしょう。溶出試験で基準以下であっても、この土に関しては粘土でくるんで埋戻すという対応をしますというわけでしょう。それはこれまでの話し合いの方針には反しているから、基本方針と違うなら勝手に県がそうやるのではなくて、改めてどうしましょうかと住民側で話し合わなければいけない案件じゃないの。議論の方向として言っているんだけど、どうしろというわけではなくてね。

だから、さっき言ったように、他に方法がないのかということを検討した上で、それで構いませんと僕らが納得するならばその部分に関してはそうしましょうという話になるけど、そこだけ特例扱いするわけでしょう。特例扱いするときには、やっぱり住民と県側との合意って必要じゃないの。

審議員：そのあたりについては私ども説明会をさせていただいて、こういう方

式でやらせていただきますというふうなご説明をさせていただきましたので、そこでみなさんが渋々ながらも納得されたのかなというふうに理解していました。7月3日のあれですね。

住民：二次対策工事が出てくるということは、そこを掘るということは想定してなかったわけでしょう。だから、二次対策工事の原則とは違うやり方で処理する部分があるということは、これは改めて協議しなければいけない案件じゃないのと僕は言っているの。

室長：分かりました。ちょっと今すぐにお答えできませんので、一度持ち帰らせてください。それで次回以降にもう一度お諮りして、ご意見を賜ってからやり方を決めます。とりあえずすぐ戻すわけではなくて仮置してまずので、その後の措置はまたお話し合いをしてから決めさせてもらうということではいかがでしょうか。

住民：ちょっと溶出の件で聞きたいんだけど、鉛のpHが低い低いという話が出ているけど、pHが高かったら出ませんか。

審議員：鉛は高くても低くてもどっちでも出ます。

住民：ということは酸性雨というのがよくあるし怖いよね。

審議員：今の酸性雨の定義というのはpH5.6以下のものを酸性雨というんですけども、その酸性雨の原因というのは例えば石炭を燃やしたときの硫酸イオンとか自動車の排ガスで出てくる硝酸イオンなんですけれども、その濃度的には非常に低いんです。確かに酸性を呈しますけれども、ちょっとした状態で、すぐ中和されてしまうぐらいの分量しか入ってませんので、その酸性雨程度のレベルであれば溶出の問題はないというのが、みなさんにご提案いただいて調査した結果でございます。ちょっとまた帰って調べていただきたいと思いますが、今の雨はそんなに緩衝能がないです。緩衝能が低い、すぐ中和されてしまうと。

住民：酸性雨の件を持ち出したけど、酸性雨以外にpHの低いものが流れる可能性も絶対ないとは言えないよね。だから、これは怖いよ。

主幹：そうであるがゆえに浸透水も含めて、pHも含めて全てモニタリングしております。それ以外にも常時監視装置を何カ所の井戸に設けておりますので、それでちょっと異常があればそのときに調査を進めてまいらないといけないと思うんですけども、以前、有害物調査検討委員会でも検討されましたとおり、RD処分場のpHの範囲では鉛は溶出することはない

であろうという結論が一応出ていると思います。そのpHも。

住民：これ0.007出ているやないですか。

主幹：これは基準以下ですね。

住民：基準以下とって僕らから見たらすれすれなんです。ほとんど同じレベルや。

主幹：一応、この決めたルールで出す出さないというのを決めておりますので、もちろんこれを超えれば出させていただきますけれども、超えていないので出さないという形で扱っております。

住民：結局、出てくるリスクのものがそこにあることや。だから、リスクのあるものは出したほうがいいんだよ。それは出したほうがいいんだよね。それはいいんだけど、ちゃんとモニタリングしているから絶対安全って、絶対はないよ。だって、絶対と言って原子力発電が事故起こしたんだから、絶対はない。

司会：先ほど北村のほうから申しあげましたけれども、この件、一旦今日は持ち帰らせていただくということでご了承いただきたいと思います。

住民：分かりました。

司会：それでは、一応これで一通り本日予定しておりました議題は終了したのですけれども、その他で何かございますか。それでは、ないようですので、これで第13回の連絡協議会を終わらせていただきたいと思います。本日、足元のお悪い中、ご参加いただきましてありがとうございます。